

別記様式（第9条関係）

(表)

8.5	
5.5	4.5
第 号	
<h1>少年指導委員証</h1>	
写 真	活動区域 氏 名
(年 月 日生)	
上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項の規定により立入りをを行う少年指導委員であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	
7.5	

(裏)

<h2>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）</h2>
<p>第38条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第7号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。</p>
2・3 略
4 第1項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
一～六 略
七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

- 備考 1 表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。